

リーガルチェック
ネットビジネスの
落とし穴

第17回

IT（電子）商取引と知っておきたい法律知識 ⑦

—特定商取引法の改正案—

●湯原 伸一（弁護士、初級システムアドミニストレーター）

◆ 質問 ◆

今回、特定商取引法の改正があると聞きました。改正がされた場合、ネット通販事業にどのような影響があるのか、教えてください。

◆ 回答 ◆

この原稿を脱稿段階（平成20年4月19日）では、特定商取引法の改正法案が国会で可決成立したと聞いておりませんので、国会の審議内容によっては改正案の内容に変更があるかも知れませんが、改正案のポイントは次の通りです。

1 電子メール広告が原則禁止に！

これまでは、受信者側が通信販売事業者に対し、受信を拒絶する旨意思表示すれば、その後送信が禁止されるという方式がとられていました（いわゆるオプトアウト規制）。

ところが、今回の改正案では、「事前」に広告メールの送信について同意があった人に限って送信可能とされることになりました（いわゆるオプトイン規制）。

これは、オプトアウト規制では、受信者が受信拒絶の通知を行っても、その通知を受けた不正な事業者が送信者のアドレスを勝手に再利用・第三者提供などを行い、かえって別の迷惑メールが増えるという実情があり、実効性が余り無かったことによるものです。

今後は、電子メールによる広告が厳しく制限されることになるため、電子メールを主たる広告媒体としてきた通信販売業者は営業手法の検討を余儀なくされると思われます。

2 クーリングオフが一部適用に！

これまで通信販売については、特定商取引法に基づくクーリングオフが規定されていませんでした。

従って、ネット通販の利用者からのクーリングオフを主張不可でした（もっとも、ネット通販事業者が自主的に返

品特約を認めていたり、特定商取引法上の広告表示規制として返品特約の有無について記載する必要がありましたので、当該特約の記載がない場合には、返品が可能であるとの解釈が主張されたりしていました）。

ところが、今回の改正案では、「返品不可」という特約を明示しなかった場合は、商品を受け取った日から8日間はクーリングオフが認められることになりました。

今後の対応策としては、特定商取引法に基づく表示規制とも関係しますが、返品の有無について適切に表示することがポイントになると思われます。

3 指定商品・指定役務制が廃止に！

通信販売に関する特定商取引法の規制が及ぶのは、政令で定められている商品・役務（サービス）・権利のみであり、政令に定められていない商品等については特定商取引法の対象外とされていました。

しかしながら、政令で定められていない商品等を用いた消費者被害が後を絶たない状態でした。

そこで、今回成案では、「商品」と「役務」については原則として全てが適用対象になるという方法に改められました（つまり、政令で定めるという方式は廃止されます）。

なお、「権利」については引き続き政令で定められることとなります（ちなみに、政令で定められている権利は、保養のための施設又はスポーツ施設を利用する権利、映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し又は観覧する権利、語学の教授を受ける権利の3つです）。

※特定商取引法とは離れますが、割賦販売法の改正案も同時に審議されており、①割賦販売の定義として、2ヶ月以上の分割払いとすること（従前は2ヶ月以上かつ3回以上の分割払い）、②指定商品・指定役務制を廃止すること、とされています。